

第 20 回国民生活センター分科会 議事録

内閣府国民生活局

第 20 回 国民生活センター分科会 議 事 次 第

日 時：平成 21 年 7 月 23 日（木）14:00 ～16:54

場 所：内閣府永田町庁舎 第 1 共用会議室

1. 開 会

2. 議 題

- （1）分科会長等の互選について
- （2）平成 20 年事業年度業務実績報告について
- （3）平成 20 年事業年度財務諸表について
- （4）整理合理化計画の措置状況について
- （5）その他

3. 閉 会

○山本分科会長 お暑い中、どうも御苦勞様でございます。

定刻となりましたので、ただいまから「内閣府独立行政法人評価委員会第 20 回国民生活センター分科会」を開催いたします。

○松風国民生活情報室長 山本先生、私が先に失礼させていただきます。

○山本分科会長 そうですね。これは松風さんの方から最初アナウンスがある。今回、委員の任期の関係もありました。済みません、先走ってしまいました。では、松風さんお願いします。

○松風国民生活情報室長 失礼いたします。大河内先生、間もなくいらっしゃるかと思いますが、先に開催させていただきたいと思っております。

山本先生から御紹介ありましたとおり、本日、分科会を開催させていただきますけれども、現在、定足数を満たしておりますので、有効に成立しております。

山本分科会長、任期が 6 月 26 日で満了しておりまして、新たに分科会長が互選されるまでの間、事務局において議事を進めさせていただきたいと思います。

まず、当分科会におきましては、6 月 26 日付けで山本分科会長、伊集院委員、大河内委員、長岡委員の 4 名の委員の方が任期満了になりましたが、引き続き御就任いただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、内閣府独立行政法人評価委員会令第 5 条第 3 項の規定によりまして、改めて分科会長を互選していただく必要がございます。分科会長は、山本委員に引き続きお願いできればと考えておりますが、いかがでございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○松風国民生活情報室長 ありがとうございます。それでは、各委員、異議なしということのようですので、委員の皆様の互選により山本委員が当分科会の会長に選任ということになりました。

今後の議事の進行につきましては、山本分科会長にお願いしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○山本分科会長 そういたしましたら、引き続き分科会長を務めさせていただくことになりましたので、どうぞ皆様、よろしくお願いいたします。

最初の仕事といたしましては、内閣府独立行政法人評価委員会令に基づきまして、あらかじめ分科会長代理を分科会長が指名することになってございます。

分科会長代理には、私といたしましては、これまでに引き続き伊集院委員にお願いしたいと考えておりますが、伊集院委員、お引き受けいただけますでしょうか。また、皆様、御同意いただけますでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

○山本分科会長 よろしいですか。それでは、是非よろしくお願いいたします。伊集院委員に分科会長代理をお願いすることとさせていただきます。

では、本来的な議事の方に入らせていただきます。

まず、本日の配付資料についての確認をお願いしたいと思います。

○松風国民生活情報室長 では、配付資料の確認をさせていただきます。たくさんあって恐縮でござ

ざいますが、順番に資料名を読み上げます。

最初に、資料１－１「平成 20 年度独立行政法人国民生活センター業務実績報告書」でございます。

次に、１－２「平成 20 事業年度業務実績項目別評価表」、A 3 の長い紙でございます。

その次が１－３「総合評価表」でございます。

それから、１－４「平成 19 年度業務実績に対する指摘事項への対応状況」でございます。

次が資料２「平成 20 事業年度財務諸表」でございます。

続きまして、資料３－１「独立行政法人国民生活センターの随意契約適正化について」。

資料３－２「平成 20 年度国民生活センターの職員のラスパイレス指数について」。

資料３－３「独立行政法人整理合理化計画を踏まえた措置状況」。

資料３－４「平成 20 事業年度の監査報告について」。

資料４「総務省政策評価・独立行政法人評価委員会の意見に対する対応（案）」。

資料５「業務実績に関する評価等の予定（案）」。

以下、参考資料でございますが、参考資料１は「消費者庁の概要について」。

参考資料２「業務の実績に関する評価基準」。

参考資料３「独立行政法人の業務実績に関する評価の視点について等」、以上でございます。よろしゅうございますか。

（「はい」と声あり）

○山本分科会長 それでは、何か資料で欠けているものが万一ございましたら、お申し出いただければと思います。

続きまして、本日の議事の進め方につきまして御説明いたします。

本日配付してございます資料１－１の実績報告書及び資料１－２の項目別評価表につきまして、国民生活センターより御説明をしていただきます。

各委員におかれましては、実績報告書をごらんいただくとともに、お配りしております項目別評価表の右から３番目、分科会評価の指標欄がございますが、ここに委員各位の評価を記入していただきたいと存じます。また、評価理由につきましても、特段ございましたら記入していただきたいと存じます。そして、もし更に余裕がございましたら、資料１－３総合評価表にも御記入いただければと思います。

ただし、時間が足りないということも予想されますので、評価の記入につきましては、後日記入していただいておりますということでも結構でございますので、どうぞよろしくお願いいたします。

その記入していただいた資料をもとに、事務局において各委員の評価をまとめた総括表を作成いたします。これを次回分科会にお諮りし、皆様に御検討していただきたいと思っております。この運びは、委員の皆様は既に何度も御経験されている方法と同一の仕方を踏襲したいということでございます。こういうやり方でよろしゅうございますか。

（「異議なし」と声あり）

○山本分科会長 ありがとうございます。

そういたしましたら、平成 20 年度の業務実績につきまして、国民生活センターから御説明をお願いしたいと思います。

○中名生理事長 国民生活センターの中名生でございます。本日は、私どもの活動について御報告する機会を与えていただきましてありがとうございます。

はじめに、私の方から 2 点申し上げさせていただきたいと思っております。

第 1 点は、平成 20 年度というのは、私ども国民生活センターの独立行政法人としての第 2 期中期目標、中期計画の初年度に当たっております。そういうこともありまして、我々役職員一同、良質な行政サービスを効率的に提供することを目標にして努力をいたしてまいりました。

特に申し上げますと、1 つは、消費者への情報提供というのが国民生活センターの言わば主たる業務でございますけれども、情報提供はいろいろな手段がありますが、特にマスコミの方を通じての情報提供は非常に大きな影響力を持つわけでありまして、これは年間で 50 件という、かなり意欲的な目標でありますけれども、目標を掲げてやってまいりまして、結果的には、後ほど御説明しますように、60 件近くの情報提供を行うことができました。

(大河内委員入室)

○中名生理事長 それから、各地の消費生活センターから集まってまいります PIO-NET の情報というのは、年間 100 万件前後という大変膨大な量に上るわけでありまして、その膨大な苦情相談情報の中から、消費者にとって必要な注目すべき情報を取り出すということで、早期警戒指標という、統計的に取り出す手法を作成することを昨年度の目標にしてまいりましたけれども、これが昨年度、実用にできるものができ上がりまして、今年度から各地の消費生活センターあるいは警察等の取締機関等に参考の情報として提供を開始している状況でございます。

それから、国民生活センター法が昨年の通常国会で改正されまして、新たに私どもは裁判外紛争解決といいますか、消費者問題についての ADR を担当することになりました。これの施行が今年度 4 月からということで、昨年度はそれに向けての準備を鋭意進めてまいりまして、今年度に入りましてから、既に 30 件近く具体的な案件を抱えて、委員会での審議を進めていただいているということで、まずは順調に滑り出したということでございます。

それから、第 2 点として申し上げますのは、後ほど御説明もあろうかと思っておりますけれども、消費者庁が設立されるわけでありまして、これと並んで、福田前総理以来の消費者行政の大きな課題は、国における消費者庁と並んで、地方における消費者行政の充実強化ということでありまして、この面についても国民生活センターとして、いろいろ地方の支援を行う業務を進めておりまして、これは平成 20 年度といいますよりも、主としては今年度に入りましてからの現在進行形のものでありまして、幾つか申し上げますと、例えば地方の消費生活センターでは、更に PIO-NET の端末を設置してほしいという要求が非常に強いわけでありまして、これに 대응して大幅に PIO-NET 端末を増設してまいりますとか、あるいは一つの県の中でも、市町村によりましては相談窓口の体制がなかなか整備されていないところがございますので、各県で国民生活センターが委嘱しまして、非常に経験を積んだ相談員の方に県内の体制の不備な窓口を回っていただく

巡回事業というのを始めた。あるいは、そもそも根っこにあります消費生活相談員というのが非常に不足しているものですから、相談員の養成というのは従来からやっていることでありますけれども、今年度はそれを抜本的に拡充していく。更には、土日にも相談窓口を開くということで、地方の消費者行政を支援するということに力を入れてやっていこうとしているところでございます。

消費者庁につきましては、後ほど内閣府の方から御説明があらうかと思っておりますけれども、9月にもということで、今、鋭意準備が進んでいると伺っておりますけれども、消費者庁ができたもとでも、国民生活センターといたしましては、国の中核的な実施機関ということで消費者庁と緊密に連携をとりながら、更に大きな役割を果たしていきたいと思っております。

ただ、最後に一言申し上げますと、いろいろ業務が増えてきておりますので、業務を執行するための人員面での整備というのが極めて重要な課題であると認識いたしております。以下、具体的には田口理事の方から御説明させていただきます。

○田口理事　それでは引き続きまして、平成 20 年度の業務実績につきまして、資料 1－2、A 3 横長の「項目別評価表」に沿いまして御説明申し上げます。

主要なポイントにアンダーラインを引いておりますので、アンダーラインの箇所を中心に御説明させていただきます。主に左から 2 欄目の「評価項目」のポイントと、一番右の「実績」欄を中心に説明させていただきます。

まず、1. 業務運営の効率化に関する目標といたしましては、(1) で一般管理費については前年度比 3 % 以上、業務経費については前年度比 1 % 以上の経費の削減を毎年行うという目標に対しまして、実績といたしましては、一般管理費は 20 年度決算額が 2 億 2,600 万円ということで、効率化率 3.0% を織り込みました 20 年度予算額から、更に 0.5% の削減となりました。

また、②業務経費につきましては、同様に 20 年度決算額は 14 億 3,200 万円ということで、効率化率 1.0% を織り込んだ 20 年度予算額から更に 1.9% の削減を行ったところでございます。

なお、業務経費におきましては、20 年度の二度にわたる補正予算によりまして、消費者政策強化対策に係る経費ということで、合計 98 億 9,000 万円が措置されましたが、これは、今後 3 年程度の期間において、地方の消費者行政の支援に充てるための経費でございます。

(2) 人件費でございます。

まず、総人件費につきましては、5 年間で 5 % 以上の削減を行うという計画でございまして、具体的には実績欄にございますように、平成 22 年度の総人件費を、基準年であります平成 17 年度に比べて 5 % 以上削減するという計画でございますが、これに対して、平成 20 年度で既に 17 年度比 5.0% の減となっております。17 年度から 18、19、20 年度と 3 年で 5 % の減ということになっております。

それから、(3) 給与水準でございますが、実績欄にございますように「平成 20 年度の役職員の報酬・給与等について」というものを整理いたしまして、取組状況についてとりまとめた。これを先月の 6 月 30 日に当センター、ホームページ上で公表いたしております。

これによりますと、平成 20 年度における対国家公務員の比較指数として 117.4 と、前年度より 1.8 ポイントの低下となっております。

それから、（４）随意契約の見直しでございます。

この点につきましては、右の実績欄でございますが、20 年度における随意契約の割合は、契約件数で 37%、契約金額で 30%と、前年度に比べましてそれぞれかなり減少しておりまして「随契見直し計画」に基づく取組みを着実に進めているところでございます。

（５）保有資産の有効活用につきましては、相模原事務所について民間競争入札を実施するとともに、東京事務所のあり方を検討するとされておりますが、実績といたしましては、相模原事務所については、内閣府の官民競争入札等監理委員会と調整いたしました上、入札を実施し、今年度から 3 か年の契約を締結しております。

また、東京事務所につきましては「国有財産の有効活用に関する検討・フォローアップ有識者会議」の報告書におきまして、東京事務所と合築となっている品川税務署の敷地を処分し移転するということが国有財産の有効活用という観点から盛り込まれました。これを受けまして、当センターの東京事務所も移転せざるを得ない状況にあるわけでございますが、消費者への情報提供や行政機関との連携等におきまして、現在の東京事務所が果たしている役割が大変大きいということを踏まえまして、事務所の機能が十分に発揮できるよう、消費者行政の強化につながる移転先の確保を平成 25 年度までに図ることにいたしております。

2 枚目以降が、国民に対して提供するサービスの向上に関する目標でございます。

（１）消費生活情報の収集・分析・提供でございます。

①が PIO-NET の刷新等でございますが、PIO-NET の刷新につきましては実績欄の 3 つ目の箱の中にありますように、次期システム、新しい PIO-NET のシステムの仕様書を作成いたしまして、総合評価落札方式で調達を実施したところでございます。今後は、来年度からの運用開始を予定しておりまして、今年度はそのためのシステム及びネットワークの構築の作業を進めているところでございます。

その次の箱「分類・キーワード」の改定でございますが、この点につきましては 19 年度に改定案をとりまとめまして、各地消費生活センターからの意見も踏まえながら改定版を策定して、既に運用に移っております。

それから、②「早期警戒指標」の整備でございます。

これは、先ほど理事長から申し上げましたとおり、実績欄にございますように、平成 20 年度では、学識者等からなる「早期警戒指標開発検討委員会」を設置いたしまして検討を行いました。その結果、相談件数が急増している商品あるいは事業者に関する情報を抽出する「急増指標」というものと、特商法に違反の疑いがある悪質な行為を行う事業者等の情報を抽出する「特商法指標」の 2 本の指標を考案いたしまして、これを 21 年度からの運用開始に向けて、20 年度においては警察庁や消費生活センター等で試験運用を行いました。それを踏まえて、今年度に入りまして、6 月から実際の運用を開始したところでございます。

③「事故情報データベース」の整備でございます。

この点につきましては、実績欄にございますように、内閣府とこの新しいシステムの構築に向けた協議を行いまして、調達仕様書を作成しております。作成した調達仕様書は、今年 3 月に総合評

価方式による入札の公告を行ったところでございます、今年度中には実際の運用開始を目指すこととしております。

この「事故情報データバンク」に入力されます情報の共有化につきましては、その下の枠にありますように、まず経済産業省、製品評価技術基盤機構、いわゆる NITE と言われるところ。それから、日本中毒情報センターといった機関との協議を開始いたしまして、収集項目、運用方法について調整を図ったところでございます。今後、他の機関とも順次調整を進めていくこととしております。

④「消費者トラブルメール箱」の運用でございます。

評価項目といたしましては、インターネットを活用して広く消費者からトラブル情報を収集すると同時に、解決策や消費者へのアドバイスを年間 50 件以上、ホームページ上で提供するというところでございます。実績といたしましては、平成 20 年度収集件数は 11,710 件ということで、前年度に比べて 11.9%増加しております。

また、その次の枠にありますように、このメール箱に寄せられました情報の中で、同じような情報が多数あるもの、あるいは新手の手口の案件など重要性の高いものについて、消費者トラブルの解決策やアドバイス、あるいは未然防止のための情報を当センターのホームページで 50 件提供しております。

3 ページ目をごらんいただきたいと思います。⑤調査研究でございます。

調査研究につきましては、実績欄にありますように「学童保育の安全に関する調査研究」というテーマで研究会を設けて実施し、報告書を作成しております。その結果につきましては、記者公表を行うとともに、厚生労働省、文部科学省に要望書を提出しております。

(2) 国民への情報提供の強化でございます。

①報道機関等を通じた情報提供ということで、先ほど理事長から申し上げましたとおり、記者説明会を機動的に開催することにより、年間 50 件以上の情報提供を行うという目標に対しまして、右側の実績欄ですが、20 年度におきましては、記者説明会を計 23 回、毎月ほぼ 2 回開催し、目標の 50 件をかなり上回る、59 件の情報提供を行ったところでございます。これらの情報提供を受けまして、新聞やテレビで広く報道されております。

資料 1-1「業務実績報告書」の次の別添資料の、更にその次に参考資料という束がございますが、これはこの 59 件の公表を行った情報提供の関連の新聞記事、主要なものを抜粋してとりまとめております。これはごく一部でございますが、こういう形で各方面で広く報道されまして、注意喚起等に役立っているということでございます。

それから、3 つ目の箱ですが、こういう情報提供に当たりまして、事業者名を含めた公表に積極的に取り組む。消費者にできるだけ役に立つ形での情報提供ということで、20 年度におきましては、この 59 件の中で、商品テスト結果や生命・身体に関わるものなど 31 件において、事業者名を含む情報提供を行っております。

②のホームページ、出版物等でございますが、まずホームページでございます。

評価項目としては、ホームページ利用者の利便性の向上を図るということでございますが、実績

欄にありますように、例えば「回収・無償修理のお知らせ」というコーナーは大変人気のあるコーナーで、アクセスも多い。このコーナーにつきまして利用者からの要望に応じて、掲載期限の設定や分類化を行うなどの改善を行っております。

それから、その次の箱にありますように、緊急性の高いものについては、迅速かつ的確に情報提供するという事で、右にありますように、ペットボトル入り飲料への異物混入、あるいは地震の際の被災者支援といった緊急的な情報について迅速に情報提供を行ったところでございます。

次に、イ．出版物でございます。専門誌として『月刊国民生活』を創刊し、定期発行するという事で、これまで発行いたしておりました月刊誌『たしかな目』と『国民生活』を統合し、毎月発行いたしております。

それから、この『月刊国民生活』につきまして読者アンケートを行うということで、5段階評価で4以上の満足度を得るという目標ですが、結果といたしまして5段階評価で4.2という結果になっております。

それから『くらしの豆知識』は年1回発行するという事で、今年は特集テーマを「食の安全を読み解く」という事で発行いたしております。

4ページ、テレビ番組につきましては、毎月2回以上、定期的に放映するという目標に対しまして、平成20年度は「安心！くらし情報～あなたのたしかな目～」というタイトルで50回放映しております。この番組では、製品事故や悪質な販売手口に関する情報を毎月2回以上放映しております。

2つ目の箱は、そういった番組内容をホームページを通じて動画配信するという事で、この点につきましては、放映されたテレビ番組の中から12番組の動画配信を行ったところでございます。

それから、視聴者モニターのアンケート調査で5段階評価の4以上の満足度評価を得るという点につきましては、アンケート調査の結果、5段階評価で4.7という結果を得ております。

それから、エ．高齢者や障害者等への情報提供です。メールマガジンを高齢者版、子ども版の2種類を発行するという事で、高齢者、障害者等の方への「見守り新鮮情報」を25回、「子どもサポート情報」を12回発行しております。

次が、（3）苦情相談の充実・強化でございます。

苦情相談につきましては、まず経由相談、各地の消費生活センターを経由した相談への対応ということですが、専門的な相談の充実・強化を図るためにチーム制を敷くことにしておりましたが、20年度におきましては、ここにごございます金融、保険、情報通信等々、6分野の専門チームを設けて専門的な対応に努めたところでございます。

それから、経由相談の処理の問題ですが、一番下の箱にありますように、消費生活センターと共同して処理をする、あるいは移送を受けて国民生活センターの方で一括して処理する、そういう相談の統一的な処理に取り組むということで、20年度におきましては、国民生活センターで受けた相談9,841件の中で、経由相談は4,697件。

その処理といたしましては、受付センターから移送されて、こちらで処理したものが52件、受

付センターと共同で処理したものが 458 件ということで、内容の難しいものについて、処理対応の充実を図ったところでございます。

それから、5 ページが消費者の方からの直接相談でございます。

直接相談につきましては、引き続き実施するという中期計画になっておりますが、相談 9,841 件のうち 5,144 件、全体の 5 割強となっております。引き続き直接相談への対応を行いました。

それから、2 つ目の箱ですが、土日、祝日に相談窓口を開設するための体制について検討して準備を行う。地方の相談体制強化への支援の一環ということでございますが、これにつきましては、21 年度からの土日、祝日相談窓口開設に向けて準備を進めたところでございます。

個人情報相談は、ここにあるとおり 1,381 件、前年度より 138 件増加しております。

次に、ADR、裁判外紛争解決手続の整備でございますが、これについては 21 年 4 月から施行ということで、施行に向けて 20 年度は準備を進めたということで、紛争解決委員会委員 15 名を任命いたしまして準備会を 2 回開催しております。この準備会で委員会の業務規程あるいは対象といたします重要消費者紛争の指定案の審議を行っております。そのほか、広報活動とか問い合わせ電話を開設して対応するといった準備活動を進めたところでございます。

(5) 関係機関との連携でございますが、①消費生活センターとの連携ということで、PIO-NET 運営に関する情報を随時「消費者行政フォーラム」に掲載するというので、これはそのとおり実施しているところでございます。

それから、一番下の箱ですが「消費生活相談緊急情報」は、月 1 回提供しております。各地消費生活センターの相談処理に役立てていくということで、いわゆるマル急情報というもので、各地センターでは大変便利に使われている、非常に利用度の高い情報でございます。これについて、20 年度、計 12 回、毎月発行しております。

それから、6 ページでございます。このマル急情報と並びまして「製品関連事故情報」という安全関係の情報誌を出しております。これを 21 年度からの毎月発行に向けた準備を進めるということで、20 年度の目標としては 8 回以上発行するというのですが、実績としては、21 年度からの毎月発行に向けまして掲載内容を検討し、その下の箱にありますように、20 年度は、これまで年 6 回発行であったものを 10 回発行に増やしております。

それから、国の行政機関との連携につきましては、消費者利益を侵害する違法・不当行為等について、迅速に情報提供・要望を行うということで、関係行政機関に違法・不当行為に関する情報提供を行うとともに、そのうち 15 件について、厚生労働省、経済産業省、公正取引委員会等に政策提言を行ったところでございます。

それから、その下の箱にありますように、関係省庁等による消費者行政担当課長会議等の場を通じて、制度・施策の改善につながる政策提言を行うということで、これは右の欄にありますように、政策提言を行ったもののうち 5 件について担当課長会議にて報告されて、関係省庁による業界指導等に生かされているということでございます。

独立行政法人との連携では、製品評価技術基盤機構あるいは農林水産消費安全技術センター、国立健康・栄養研究所との情報共有を進めるということで連携を更に深めたところでございます。

法令照会への対応につきましては、裁判所、警察、弁護士会、適格消費者団体等からの法令に基づく照会への対応ということで、照会件数が大変増加しております。従来の弁護士会、警察、裁判所からの照会のほかに、消費者団体訴訟制度の運用としての適格消費者団体からの照会が 19 年度からスタートいたしまして、19 年度は 16 件だったものが、20 年度はその倍以上の 35 件に増えております。

情報公開への対応も、公開請求が毎年増えておりまして、20 年度は 959 件、1,000 件に近づこうとしております。

7 ページ、研修の充実でございます。

まず、地方公共団体の消費者行政担当職員や相談員向け研修への重点化ということで、こういう方々への研修に重点化を図って、これを 9 割以上にするという目標に対しまして、右の 2 つ目の欄に整理しておりますが、20 年度に開催いたしました全体 54 コースのうち、地方公共団体の職員及び相談員の方を対象とする研修は 49 コースで、全体の 91%を占めております。

それから、こういった研修の満足度でございますが、受講者に対するアンケート調査で満足度 4 以上を得るという目標に対しまして、20 年度は総平均で 4.7 でございます。かつ、すべての講座で 4.0 以上の満足度をいただいております。全国の都道府県・政令指定市の担当課等に対して行ったアンケートにおきましても 4.8 という結果をいただいております。

アンケートで寄せられた意見といたしましては、主なものを次のところに書いておりますが、研修内容等について十分検討されていて、タイムリーな内容であるとか、相談現場で活用することが多い。全国の相談員との情報交換はよい刺激になっている。もっと地方での開催も検討してほしい、こういう声をいただいているところでございます。

それから、地方の相談体制の強化を図るための地方支援事業の一つの大きな内容でございますが、相談体制の脆弱な地域に経験豊富な相談員の方に訪問していただいて助言・指導を行う事業を、20 年度の補正予算をベースにスタートしたところでございます。

20 年度は、言わばモデル事業ということで、7 つの県で 43 名のベテランの相談員の方々に巡回訪問していただいております。経験の浅い相談員が 1 人で対応している窓口とか、自治体職員が兼務でやっている窓口等を巡回して、その下にありますような各種助言等を行っていただいているところでございます。

それから、②専門相談員の資格認定制度でございますが、これにつきましては今年度も第 1 次試験を昨年 9 月に全国各地で実施しております。11 月に 2 次試験、面接を行っております。最終的には、今年 1 月、専門相談員として 233 人を新たに認定したところでございます。

8 ページでございます。この専門相談員の認定試験ですが、全国 15 か所以上で試験を実施する。地域の方々にも受けやすいようにということでございますが、実績としては目標どおり 15 か所で実施しております。かつ、地方都市での開催割合が、目標の 50%を超える 6 割という結果になっております。

また、この周知を図るということで、リーフレットを作成して各方面に配布する。また、新聞や受験専門誌等にこの資格試験の記事掲載を依頼し、掲載されたところでございます。

それから、消費生活センター等での実務についていない資格取得者が資格の更新を行う際に受講する講座を20年度より実施するという計画でございますが、これは20年度の6月から9月にかけて資格更新講座を全国で19講座実施しております。

それから、研修の中で消費者、企業向け研修については市場化テストを導入するという点ですが、これにつきましては、計画どおり21年度の導入に向けて内閣府の監理委員会事務局と調整の上、実施要綱素案を作成して手続を進めたところでございます。

(7)は商品テストの強化です。事故状況や使用条件を反映した商品テストを機動的かつ効率的に実施し情報提供するとともに、規格・基準の制定や改定等の政策提言を行うという計画に対しまして、20年度は全体で80件のテストを実施しております。その中で18件につきまして、広く公表を行い、情報提供を行ったところでございます。また、消費者に対し、アドバイスを行うとともに、政策提言等を行っております。

それから、商品テストの実施に必要な施設・機器の更新・整備という点ですが、補正予算をいただきまして商品テストに必要な10の施設・機器について調達の準備を進めたところでございます。

一番下は、そのテスト結果等について、商品テスト分析・評価委員会の評価を受けて業務に反映させるという点ですが、この委員会を17回開催し、反映しているところでございます。

9ページでございますが、商品テストの効率的な実施ということで、他の独法、研究機関等との連携強化ということにつきましては、独法、大学、医療機関の専門的な知見や技術情報等を活用するということで進めております。

また、定型的な規格・基準に基づくテストや専門性の高いテストなどについては、外部の試験研究機関等へ委託するということで、食品衛生法とかJIS等の規格・基準に基づく定型的なテストについては、31項目のテストを外部に委託しております。また、専門性の高いテストは、29項目のテストを外部委託しております。

そのほか、テスト実施機関の情報収集・提供でございますが、これにつきましては726機関を対象にアンケート調査を実施し、収集した情報は年度内にホームページに掲載し、情報提供したところ です。

それから、(8)中核機関としての役割強化につきましては、冷凍食品への農薬混入、こんにゃく入りゼリーによる窒息事故といったものについて、政府の方での「消費者安全情報総括官会議」等に適宜情報を提供し、また各方面で活用していただいております。

3. 以下は、予算、収支計画、資金計画でございます。これは、計画額、決算額を掲載させていただいております。

10ページにかけては、計画額に対する決算額、実績額でございます。補正予算の額がそれぞれ上乘せになっております。

それから、10ページの中ごろ、施設・設備に関する計画ですが、東京事務所の耐震改修工事、18年以降3か年計画で進めてまいりまして、平成20年度で終了しております。耐震改修工事について、21年3月31日に予定どおり完了しております。

次に、人事に関する計画でございます。

評価項目としては、業務運営の効率化により、常勤職員の増加抑制に努めるとしてありますが、実績といたしましては、当センター、平成 20 年度は、法改正によって新たに導入されました ADR の整備、あるいは PIO-NET の刷新、「事故情報データベース」の構築、「早期警戒指標」の開発等々、大変多くの重要課題に直面して業務量が著しく増大しております。こういう中で、業務運営の効率化により、常勤職員の増加をできる限り抑制するよう努めたところでございます。ちなみに、平成 20 年度では、期首人員が 117 人に対し、期末人員が 120 人と、3 人増加しておりますが、これは ADR 業務等のために任期付き職員を 3 人採用したことによるものでございます。

それから、その下の各種研修会への参加による研さんということですが、職員の資質向上と業務の効率化に資するため各種の研修を、また個別の業務に関連した専門的な研修への参加を行っております。

以上が項目別評価表に対する実績の概要でございます。これらにつきまして、自己評価といたしましては、一番右から 4 つ目の欄でございますが、各項目とも目標をクリアーしていると考えられますので、A 評価とさせていただきます。

説明は以上でございます。

○山本分科会長 大変大部の内容のものを手際よく御説明いただきましてありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明に関しまして委員の皆様から御質問等がありましたら御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

○大森委員 幾つか質問があるんですけども。

○山本分科会長 どうぞ、大森委員、お願いします。

○大森委員 わからないので質問します。何せ細かい字だから、ちらちらして見て、まだ本当は何のこともよくわからないことがあるんですけども。

1 ページの随意契約の見直しのところは、これはほかに資料があるのですでしたか。随意契約がどういうふうになったかというのが。

○田口理事 はい。後ほど資料 3－1 で補足させていただく予定になっております。

○大森委員 ここの欄にあるのは、随意契約見直し計画に則して着実に進めている。これがどの程度のものであるか、どういうふうに判断しているのかということをまず聞きたい。

○山本分科会長 どういたしましょうか。本日の議題（４）として、整理合理化計画の措置状況の中で、随意契約の具体的内容につきましても後ほど御報告及び御審議いただくことにはなっております。この評価の関係ですでに御質問が出ておりますので、適切な範囲で少し御説明いただけますでしょうか。

○田口理事 せっかくの御質問ですので、ちょっと御説明させていただきます。資料 3－1 をご覧いただければと思います。横長の随意契約適正化についてということです。

随意契約につきましては、この計画をつくったのが一昨年、平成 19 年になりますが、その当時実績の出ておりましたのが平成 18 年度、真ん中の表でございます。これの色の付いた部分、随意契約の割合というところ、一番右の欄です。随意契約の割合が契約件数で 62%、契約金額 77%でしたが、これが随意契約見直し計画を立てて、遅くとも平成 22 年度から、真にやむを得ないもの

を除き一般競争入札等に移行するという計画を立てて、それに向けて毎年度引き下げに努めてまいりました。

19年度は一番下の表ですが、契約件数では62%から63%、ほぼ横ばいということにとどまったんですが、契約金額は77%から53%に低下したということです。それを踏まえて、更に20年度ということで今回ですが、それが一番上の表でございまして、随意契約の割合が契約件数で63%から37%に、契約金額で53%から30%と、19年度に比べてかなり大きく随意契約の割合が低下しました。

今後の見通しとの関係ですが、随意契約見直し計画におきましては、22年度以降、契約件数で15%程度、それから金額で5%程度、この辺まで随契の比率を下げしていく計画になっております。現在、20年度が件数で37%、これをあと半分弱、15%程度まで下げていく、契約金額で30%というのを5%程度まで下げていく、こういう計画になっておりまして、一昨年に見直し計画を立てた時点で想定していた経路に大体乗っております。あと2年ということになりますが、21年度、22年度という中で随契の比率を更に下げていく予定にしております。

○山本分科会長　ということでございますが、よろしゅうございますか。

○大森委員　わかりました。

その次、2ページの下から2つの箱、④の上のところ「一定の結論を得る」となっている。それで、調整を図ったのだけれども、こちらの資料を見てもどういう結論に至ったのか。結論を得ると書いてあるので。

○田口理事　事故情報データベースですね。

○大森委員　そこ。どういう結論に至ったんですか。

○田口理事　まず、事故情報データベースの構築につきましては、基本的に国民生活審議会より御提言をいただいて、それを踏まえて具体化をしているんですが、これにつきましては、今後消費者庁ができる、その消費者庁の一つの大きな柱でもございますので、内閣府と緊密に協議しながら、内容について詰めているところです。

まず、情報の共有をこういう形で進める、特に、共有する情報の内容、どういう項目について収集するかというところを今、関連機関も含めて調整を進めているところで、ここにございます経産省、NITE、中毒センターといった機関と、収集項目とか運用方法について、ほぼこういうものを事故情報データベースに入れましょうというところまで話が進んでおります。

今後、更にそれ以外の農水省系とか食品関係とか消防関係、10機関ほど共有化の対象として想定しておりますが、そういうものに逐次、共有対象を広げていく。そこについてもデータベースとして共有化が図れるようなものに進めていくということで、内閣府、国民生活センター、それから各機関との間で順次調整を進めていくこととしていますが、ここに挙げた3機関については、その先行機関として大分話が進みつつあります。

○大森委員　共有化の合意が整いつつあるということですね。調整を図ったんだから、お役所同士の調整は、合意に満たないものも調整を図ったということになるので、今のように書いてくださるといいと思っているんですが。

○山本分科会長 10 機関のうち3機関と調整を図ったということの意味が、これが終わりということではないということですね。それと、結論を得るということとの関係で、わかりにくさが若干あるという御指摘かと思います。今後も更に拡充していくということですね。

○田口理事 記述について工夫をさせていただきます。

○山本分科会長 それと、後の他機関との連携の中で端末設置の話なども出てきてございますね。これは同じ話をされているのか、それとも別の問題なんでしょうか。6 ページの下から3つ目の箱、製品事故情報、消費者情報等の共有化のところで、出てくる機関が違いますので、恐らく違うものだろうと思いますけれども、その関係はどう理解したらよろしいでしょうか。

NITE が共通していますが、ほかは連携先が違うので、別のものを指摘している。

○田口理事 事故情報データベースに入れる情報の共有化、共通化の話と、6 ページのほうは3 独法との連携ということで、国センも含めた4 機関の連携・協力関係。商品テストの関係とか研修、あと情報の相互交流といった活動を進めているということです。

○山本分科会長 でも、こちらの事故情報データベースも対象情報の共通化とか収集項目や運用方法の調整を図ったと書いてございますが、やはりネットワークを通じて共有化するという話にこちらにもなるわけですね。そうすると、同じようなことを2つの項目で、今、着実に進めていると理解してよろしいわけですね。

○田口理事 事故情報データベースについては、データベースそのものを国民生活センターが中心になって構築して、そこに NITE 等の機関の事故情報を共通化するということですが、6 ページのほうは、両機関でできるだけ情報を共有化してお互いに見られるようにしようということで進めているものです。

○山本分科会長 後の NITE とか FAMIC の共有化というのは、相互交流ということで理解してよろしいですか。

○田口理事 これはお互いに情報を、国セン側から何を出す、NITE 側から何をという相談をしております。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。よくわかりました。

○大森委員 次、いいでしょうか。

○山本分科会長 どうぞ。

○大森委員 3 ページの2 番目の箱に「報道機関等を通じた情報提供」とございまして、こちらに新聞の記事があるんですけども、新聞記事はみんな全国紙。全国紙の地方版に載ることもあるんですけども、共同通信が来ているでしょう。共同通信が配信したときに、国民的規模で言うと、地方紙がどのぐらい書くかが重要なのです。センターは東京にあるものだから、何か全国紙風のことで実績が上がったと言われているのだけれども、本当のところは共同通信が配信して、どのぐらいの記事を載せてくれるかということが重要ではないかと思う。そういう調査というか、データはありますか。

○田口理事 直接のデータは、今、手元にはございませんが、これはたまたま全国紙に載ったものを掲載してますから、こういうことになるのですが、月2 回ぐらい開いております定例の記者説明会

には、30社ぐらい、勿論時事、共同を含めて、それと業界紙なども入っております。時事、共同が流したものは、ブロック紙、地方紙に掲載されております。

その全体像というのは、私どもはつい全国紙で見えておりますが、地方の方々からすると地方紙に国民生活センターの記事が大分掲載されるということになります。

○大森委員 国民的な規模でセンターが情報提供についてサービスがやられているかどうかということは何で見るかということになるのです。国民の方でこういう情報を知り得るチャンスというのは、実は全国紙ではなくて、大部分のところは地方紙になっている。私たちがたまに記事を書くと、共同通信に配すると5つか6つ載ります。そうすると、その次に行ったときに、先生、出ましたと言う。だから、どこかでセンターがそういう情報をつかんでいる必要がある。あるいは、もし載せて配信して、地方紙に5社載ったら教えてとか、ここを見ていて、そういうデータは必要なのではないかと思う。

○柴崎理事 地方紙を全部リアルタイムで捕捉するのは非常に難しいというか、手間がかかります。要するに、共同通信が発信するのは、取材に来て、実際に記者がその会見に臨んでいるから、こういう記事を書いたということがわかるわけですが、共同通信の流したニュースを取捨選択するというのは、それぞれの地方紙の判断基準に従って載せられる。

○大森委員 あれは買うのだから、幾つの地方紙に載ったかはわかるので、そのくらいのことはアバウトでいいから教えてください。

○柴崎理事 多分、これは少し時間がかかる。即時ではちょっと難しいのではないかと思います。捕捉することはできると思いますので、ちょっと。

○大森委員 テレビはまあ見ているけれども、東京にいと地方の人たちが見ていると思うのは本当は間違いなのです。だから、このぐらい出ているから、みんな見ていると思っはならなくて、きめ細かく、どこでどういうふうに見ているかということをつかんでいる必要がどこかにあるから、御無理申し上げませんが、通信社の人と仲よくして。

○柴崎理事 通信社に時間を少し置いてからフォローしてもらえば。

○大森委員 たまに抽出でいいから、重要情報が出たときに。

○島野理事 確かに先生がおっしゃるように、今の記事もそうなのですが、回収広告のリコールの問題、これは大河内委員のところの主婦連合会が専門ですが、あれは全国紙しか出ないものが多いのです。そうすると、彼らにとって、例えば上毛新聞しか購読していないとすると、そこには出ない。そうすると、回収しているのがわからないので、ぜひそういうところにもきちっと提供してくださいという要望もありますけれども、前、ある会社に対して、地方紙の切り取りを頼んでいたこともあるのですが、先ほど柴崎理事が言いましたけれども、タイムラグといいますか、書いたときにすぐ載せてくれるわけでもないで、しばらくたって載ったりして、なかなか把握ができない。

○大森委員 重要なニュースがあるときは載せない。欄が余ると載せたり。それでも、私、重要だと思います。そういうことは重要になる。わかりました。

私、次にいいでしょうか。

○山本分科会長　どうぞ。

○大森委員　次は、6 ページの下から 3 つの箱で、独立行政法人等との連携ですか。

○田口理事　連携です。

○大森委員　これも重要ですね。それで、ここは共有化を図って、今のところお相手との関係で言うスムーズですか。それをちょっと聞いておきたい。

○田口理事　今、一番密接にやっておりますのは、NITE です。経産省の独法ですが、こことの間では、情報の共有あるいは技術協力ということで、お互いのテスト技術等の交流を図る。それと、研修への相互参加などの形で進めております。

それから、FAMIC との関係も、その次に進んでいるという状況です。

進めていて、なかなか難しい感じがいたしますのは、それぞれの独法についてはそれぞれの監督官庁があるということで、独法同士の協力関係、連携関係を進めるに当たっても、監督官庁の御意向を踏まえて進めなければいけないというのが先方にはいろいろございまして、そういう観点からいろいろ制約等があるようにうかがわれます。

情報の共有についても、ここは政府のほうでこういう仕切りになっているからということで、お互いになかなか本丸的な情報に入り込みにくいというところは若干うかがわれますが、そこを何とかこれから進めていかなければいけないと思います。

○大森委員　本省等を経由して何かやるということもあるのですか。余りないですか。がちが明かないときはしょうがないですね。それぞれの親元というか、本省の方の意見を聞かないとわからないときには、こちらからやってもらう以外ないですね。国民生活センターは、基本的にいえば強いでしょう。強い立場にあるから。

○田口理事　特に、秋以降は消費者庁ということになりますから、消費者庁を経由して、そういう独法同士の連携の深化みたいなものに影響力を使っていただくと、連携も進みやすくなるのかなという感じがいたします。

○大森委員　わかりました。ついででいいでしょうか。

○山本分科会長　どうぞ。

○大森委員　その次の⑤の情報公開のところですけども、開示請求が 959 件寄せられたという実績ですけども、このうち 20 年度に非開示になったものは幾つありましたか。基本的に全部出ているのですか。

○田口理事　PIO-NET 情報については、開示の基本方針を共通に定めておりまして、出せるもの、出せないものをあらかじめ決めています。9 割以上が個別事業者に関する苦情相談の情報への開示請求なのですが、これについては基本方針で受付年月のみ出すということで、それを申請者の方でも踏まえていただいておりますので、ストレートに個別企業の苦情相談情報を開示請求されるということにはなっておりません。

それでも出すようにという請求があったときには不開示とせざるを得ないということで、それについては少数ではございますが、不開示決定というのもございます。

○山本分科会長　異議申し立てについては、こちらの資料に 3 件とございます。不開示はそれより

多少多いのかもしれませんが。

○田口理事 これは若干補足させていただきますと、このビルに情報公開審査会というのがございまして、政府及び独立行政法人の情報開示について異議がある場合には、ここで御審議いただくということになっております。

○大森委員 それは知っているけれども、これは情報公開法の対象にしないで、あらかじめ全部出しておけばいい。公表してしまっておけばいい。これをわざわざ開示請求しているわけでしょう。だから、開示請求していて、一定のルールで個別企業に関するもの以外はほとんど全部出てしまうわけですね。

○田口理事 ええ。

○大森委員 ということは、要するに基本は全部出るのだから、わざわざ情報公開法に基づく対象にする必要はなくて、センターとしてはこういう情報をあらかじめここへやれば全部わかりますよとしておけば、情報公表制度になる。わざわざ申請させることはない。国民の側からすれば面倒くさい。自治体側ももうそうやっているんです。出るものは、わざわざ開示の対象にしないで、公表制度の方に入れてしまうのです。そうしたら、誰でもアクセスして見られる。面倒くさい手続が要らなくなる。この件数はすごい件数ですね。

○田口理事 独立行政法人の中ではトップだと思います。

○大森委員 この手続をとらないとだめになっているのですか。

○田口理事 現状は、独法情報公開法に基づいてやっておりますが、独法情報公開法上、文書に該当するということで、PIO-NET 情報についても、非開示情報に当たらない限り開示するというスキームの中で実施しております。

○大森委員 だから、開示するに当たって、公表にしまえばいいのではないかとやっている。こんな面倒くさい手続をとらなくても。

○山本分科会長 御意見がありましたので、また検討していただきたいと思いますが、やはり何もなくとも開示するということと、来れば開示するけれども、まずそれはアクセスがあることが前提となるということとは、完全には一致しない、そこの判断だと思います。どういう者が請求されていて、具体的な案件がどうなのか、よくわかりませんが、確かに面倒くさくないという意味では最初から開示してしまえばいいし、情報公開という点では望ましい面もあると思いますけれども、私なども国立大学法人でいろいろなものが来るんですけれども、いろいろな難しい問題があります。

○大森委員 単純に考えても、これだけの開示をするのだったら、これはそもそもから公表できるタイプの情報だったら、そういうものについては一括して公表制度にありますので、わざわざやらなくていいですよといったら、皆さん方の手間も省ける。

○田口理事 PIO-NET 情報の開示について一番難しいのは、それが相談者の申し出情報だということです。真実性の調査等の裏付けがとれていない、言わば不確かな情報等であるわけで、その事業者情報がストレートに公開されていいものかどうか、あるいは相談情報ですので、相談者の秘密というのは基本的に守らなければいけない。他の情報と照合することによって、相談者が識別され

るおそれが出てくる場合もありますので、個人情報性、法人情報性という点については、慎重に考えざるを得ない。

○大森委員 開示となったらそうですけれども、情報管理上は御担当の人たち、どうなっているかわからないけれども、仮に開示請求があれば、これはこの限りでは全部出せますよという判断をしておかなければ対応できないでしょう。

○田口理事 大枠は基本方針ということで定めています。

○大森委員 これだけの件数が1件ずつ来たときに、今のように慎重に審議してというか、検討して出していたら、物すごい手間がかかっているということです。手間をかける必要は全然ないのではないかと私は思うのですけれども。

○田口理事 今でもマスキングというのは部分的にしております。

○大森委員 担当者がちゃんとやれば済むでしょう。

○田口理事 ただ、マスキングの判断というのも大変難しいのと、それに労力がかかるということで、マスキングすべきか否かの判断というのはなかなか難しい。それを一律に公開してしまいますと、今度は、相談者の方が自分の相談情報がストレートに外に出ることがあるということだと、相談すること自身にためらいを感じることもつながりかねない。相談制度への信頼性を損なうことがあってはいけないという問題がございます。

○大森委員 お説はわかっているのだけれども、そうしたらもっと非開示が多くなければおかしい。そんなに慎重を期しているのだったら。ほとんど出しまっている。このぐらいの件しかないということは、みんな出せるようになっている。出ている。

○田口理事 逆にいえば、個別事業者の情報については、基本方針で受付年月だけですよというのが周知されてきておりますから、受付年月ということで請求が来る。それをどうしても事業者名を出せと確信的に請求してこられる方も時々おられる。そういう方には不開示という決定をせざるを得ないということです。

○山本分科会長 膨大なPIO-NET情報について、開示を受けてからマスキングを個別にするというのではなくて、あらかじめすべてマスキングして、これはどこまで出せるか、すべて判断して、それで一律に情報公開というのは膨大な作業になりますね。その問題があるのではないかと思います。

ただ、そういう御指摘もありましたし、確かに情報公開という点では、可能な範囲でそれが促進されるべきだということはそうだと思いますので、今後更に御検討いただければと思います。

○大森委員 ひたすら皆さん方の事務量を減らしたいから言っているだけです。増やせと私は言っていないので、的確な処理の仕方があるかもしれないということをヤマカンで言っているだけですから、もし可能でしたらどうぞ御検討ください。

それから、よろしいでしょうか。

○山本分科会長 どうぞ。

○大森委員 7ページ一番下、資格認定制度ですけれども、これは認定用に勉強するためのテキストがたしかありますね。ないのですか。

○柴崎理事 テキストといたします。

○大森委員 スタンドのテキスト。

○柴崎理事 要するに、1冊の本になっているようなものですか。

○大森委員 何でもいいです。冊子でもいいです。

○柴崎理事 それぞれの専門領域に関する、これに使うテキストというのは、講座がありまして、そのためのテキストはありますけれども、試験用のマニュアルのような本というのは、とりたててできているわけではないです。

○大森委員 ないですか。そうすると、認定を受けようとする地方のセンターにいる人たちはどうやって勉強することになるのですか。

○柴崎理事 まず、さまざまな研修制度の中に、こういう専門相談員の資格を目指す人たちに向けた講座を年間開いておりまして、そこでそれに必要な専門領域についての勉強を一定にする。その中で、それぞれにテキストといたしますか、使う。

○大森委員 講座を担当している講師の人たちが使っているテキストがある。それがいろいろな領域について、基本的にテキストになっている。

○柴崎理事 そうです。

○大森委員 わかりました。この認定を受けるためには、ある種の認定料は要るのですでしたか。認定を受けるためにお金がかかるとはなされたか。

○柴崎理事 1万2,000円です。

○大森委員 1万2,000円というのは、相場で言うと安い方ですか、高い方ですか。この額は、どこで誰が決められるのですか。センターで決めている。

○柴崎理事 センターで決めています。

○大森委員 それで、認定料の価格は変えていますか。

○柴崎理事 変えていないです。

○大森委員 研修を受けるために相当手間暇がかかる。その上で認定を受けるために1万2,000円かかるのですか。

○柴崎理事 これは、試験問題の作成費や試験会場費もかかりますし、通信費、その他がかかりますので。

○大森委員 そうですか。私、知らなかったから、内容さえわかればそれで結構です。わかりました。

それから、8ページの(7)商品テストの強化という欄があって、今回の実績の表記の仕方は、20年度に80件のテストを実施、その中から18件の情報提供を行った。今回は、全体の欄の書き方ができるだけ数量が出せるものをお出しになっていて、前と比較して充実しているのではないかと私は思っているのですけれども、こうお書きになっているときに、左側を見ると、これが機動的かつ効率的に情報提供したことになるとどうして言えるのですかと聞きたい。

80件のテストを実施して18件の情報提供を行ったというのが、これは事実として実績ですね。それをどういうふうに評価されるのですか。

○島野理事 この 80 件のテストは、各地の消費生活センターから苦情を受けます。そうすると、その中で製品が関連しているものだとすることで、これの原因究明をしてほしいというのが来ます。

そうすると、それについては国民生活センターで原因がわかるものもあれば、わからないものもありますけれども、いろいろなテストを実施します。そうすると、原因究明テストですから、当該センターに返すわけです。これをお願いしますと来ているわけですから、いわゆる苦情を処理するためにテストしてくださいということですから、その自治体に返す。そうすると、その自治体がそれを活用して苦情処理に当たるというのが一義的なのです。

その中で 18 件というのは、製品自体の問題が共通性があるとか重篤なもの、あるいは法令違反なども考えられる問題ではないかというものを当該センターとお話ししながら外に出していくということで、80 件すべて外に出せるというものではないのです。

○大森委員 内容を見て、適宜。

○島野理事 全くの個別事案で、時によればかなり誤使用的要素もかなり高いということもなくはないということで、80 件のうちの 18 件を情報提供を行ったということです。

○大森委員 わかりました。

最後ですけれども、さっき御説明で、10 ページの常勤職の増加抑制に努めたと、人数のことをおっしゃいませんでしたか、期首が幾らで。

○田口委員 平成 20 年度当初が 117 人で、年度末、3 月 31 日で 120 人と、3 人増加しております。ADR 業務等のために 2 年間という任期付き職員を 20 年度中に 3 人採用しております。

やりくり厳しい中で、人件費の制約がある中で、こういう形で当座の緊急課題に対応するために、やりくりで対応しておりますということです。

○大森委員 それでもなおかつ、ここで言うとも業務量が相当増大したけれども、この程度で済んでいるということですね。

○田口理事 はい。

○大森委員 今のように数値をお書きくださったらどうですか。ここに載っていないから、今のうちに聞くと、任期付きでも増えているではないかと言われる。でも、それでもなおかつ全体の業務量が増大した中で、この程度にとどまっているということだから、全体としては増加抑制が可能だということは、この表記だとわかりにくい。

○山本分科会長 今回の新中期計画、中期目標になってから、数値基準が相当少なくなりました。それは従来、数値基準がかなり形式的に適用されて実態に合わないこともあったことによるのかもしれないけれども、ただいま御指摘の点も、旧中期計画ですと、これも何人まで減らすという数字基準になっていました。ですから、これまでは毎年ここに数字が載っていたように記憶します。今回は、そういう目標でなくなったので定性的な書きぶりになっていますが、大森先生の御指摘は、それはそれとして、こういう数字を入れた方がということだと思います。

これは、実績のところの記述を更に私どもの意見を踏まえて、最終的にはこれを書き直すということもありうるのでしょうか。であれば、もし差し支えなければ、その数字も入れていただく。

○大森委員 これ、単純に考えると、期待も高いから、片一方で業務量が拡大していくでしょう。

そうすると、センターの職員の人たちが今までのような仕事ぶりだと無理になる。やり方としては、通常だったら人数を増やすけれども、増やせない。一人ひとりの持っている意欲とか力をより一層発揮させる以外ない。

ということは、単なる組織の再編だけではないはずなのです。だから、今までどおり仕事をしていたいという職員からすれば、労働強化と絶対思っている。特に言うと、ここは怠けている人がいるとは思えないけれども、一種専門的なことをやっているから。でも、普通に考えたら、今までの仕事ぶり以上の仕事がたくさん来るのは嫌だという職員が絶対いる。これは人事管理の問題になる。

そうすると、この書きぶりで言うと、業務量が増大したから、相当程度、職員の人たちが一人ひとり、あるいはチームでやっている仕事全体が多くなっている。でも、それはこなせる、こなせてきている。その結果として抑制が多分起こった。

実は、今までもできたはずなのです。つまり、この程度で終わっているから、抑制したということが本当にAかどうか怪しいと思える。ここは厳しく言うと。私、現場のことはわからないけれども、もっと働けということにもなる。あるいは、もっと働けるように各チームの運営の工夫もあってしかるべきではないですかということにもなり得るので、この記述の仕方ですべてAなのか、さっきの御説明ですぐ釈然としなかったのです。努力されていることはよくわかります。

○山本分科会長 この3名の方は、任期付きなので比較的若い方ですか。戦力になっていますか。

○田口理事 なっております。

○山本分科会長 それで、今年度からさっきの理事長さんの御説明でも、30件ほど案件が来ていて、本格稼働しているわけですね。そうすると、その本格稼働に向けては、21年度は更に人も増えているということですね。

○田口理事 ADRについては、20年度は準備室ということで、年度末で任期付き職員2名を含めて常勤職員が6人でした。それを、今年度は常勤職員8人ということで、更に別のところからやりくりで持ってきているという形になっております。

○大森委員 私は、気がついたことは以上です。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

そうしましたら、ほかの委員の皆様も何か御質問とか、あるいはやりとりの中でこういうことも聞いてみたいとお感じになったこともあるかと思いますが、御発言をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。伊集院委員、どうぞ。

○伊集院分科会長代理 今の大森先生の御質問に関連することなのですが、要するに業務が拡大して、しかも常勤職員は減らす方向にあり、その努力をなさっていらっしゃる。ということは、一人当たりの仕事量が今まで以上に増えていくはずですし、意識の問題とか、いろいろな意味の問題がこれから含まれてくると思います。

その際に、5ページ、土日、祝日の窓口業務といったこともこれから開設に向けての準備ということになりましたときに、そういう業務拡充の中で常勤職員が減らされるかわりに、要するにアルバイト的な対応を人的に考えていらっしゃるのかどうか、その辺のところは見えていないのですが、どうお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

○田口理事　まず、常勤職員の中で任期付きとか中途採用が入ってきている。更に、その外枠で非常勤があるということです。常勤職員の数については、今、総人件費としては毎年1%ずつ減らさなければいけないのですが、人数としては現在の中期目標、中期計画では上限はないわけで、総人件費の枠内であれば、人数には多少の余地はあるということで、20年度でみれば期首の117人から期末の120人へと、人数としては増えることもあり得るということです。

その常勤職員については、大森先生から厳しい御指摘もいただきましたが、職員の仕事ぶりについては非常に密度が高くなるといいますか、勤務の質を高めなければいけない。更に、量的な面でも、今、新たな業務とか非常に大きな行政課題が乗ってきておりますから、一人ひとりに係るものが質を高めるだけではこなし切れなくて、結果的に超過勤務を増やして対応せざるを得ないものもかなり多くあるわけです。

ただ、それにもやはり限度がありますから、それ以外を何とか非常勤の職員でカバーするという手も使っているということで、ちなみに20年度、非常勤職員は年度当初49人でしたが、年度末には62人ということで、13名ほど増えております。ですから、こういう業務需要の大幅な増大に対して決定打というのはないわけで、一人ひとりの職員の勤務の密度を高める、職員の数もある程度増やさざるを得ない。それでも、なおかつ対応し切れないので、非常勤職員を増やして何とかしのいでいるというのが実態でございます。

それから、土日相談については、今の限られた常勤職員ではとても対応し切れませんので、外部委託という方向で考えております。

○伊集院分科会長代理　ありがとうございました。

○山本分科会長　ほかには何か。大河内委員、どうぞ。

○大河内委員　重ねて今のところで、24時間365日ということがすごく頭に残っているのですけれども、私どもは果たして24時間、消費者相談が必要というか、一体どういうものがかかってきて、夜中にどうするのかということを現実的に考えているのですけれども、こういうことに対応して、今おっしゃったような個人の委託先にしろ、それを目標にして整理されていくということなのでしょう。21年度中に24時間365日の体制をスタートさせるというために、委託先を指定したり。

○大森委員　今どういうことをおっしゃっているか、理解できていない。どういうこと。

○中名生理事長　恐らく、今の大河内先生の御意見というのは、消費者行政を強化するというお話が出たときに、国の司令塔としての消費者庁をつくる、それから地方の消費者行政を重視する。消費者行政を重視するという事の中には、一元的に情報を収集し、いつでも消費者が苦情を持ち込める体制をつくらうというお話がありまして、そのいつでも持ち込める体制ということの中には、1年365日、つまり土日、祭日も含めてということと、1日の時間帯としても24時間、深夜であっても相談を受け付けられるようにというお話があって、それとの関係で人員などもどうなってくるかという御質問かと思うのですけれども、そのところはその後大分議論が進んでまいりまして、救急病院とは違って、さすがに24時間で受け付ける必要があるだろうかという感じになってまいりました。

ただ、片方で土日というのは、これは一定の需要があるのではないか。消費生活センターであれば土日も対応してもらいたいけれども、それができない部分の受け皿としては、国民生活センターで現在はやっておりませんけれども、土日も対応するということを始めようという状況になっております。

それで、大森先生、伊集院先生、いろいろと業務量との関係で仕事の体制がどうなっているかという御質問をいただいたわけですが、仕事の量については、今まで申し上げましたように、例えば ADR のためには委員会を下で支える事務局をつくったわけですし、地方の巡回相談のために、この4月から内部の室をつくり、そういうところへ人を配置しなければいけない。

それから、商品テストの80件をどう評価するかというお話がありましたけれども、これも絶対評価は難しいんですけれども、かつては大体60件ぐらいというのが年間のこなす量でありましたけれども、これが80件となっているわけですから、相対的に考えるとこれも業務が増えているのは間違いない。

それから、今お話にありましたような土日相談というの、これから付け加わってくるということになりますと、業務が非常に増えているということは紛れもない事実でありまして、それに対しては、平成20年度まで何とかそうやってきたのなら、その延長で更にまた努力すれば今の体制でもやれるという考え方もあるのではないかというお話がありますけれども、これは絶対的な基準というのはなかなかないのですけれども、中で見ていますと、一人ひとりが頑張ってやってもらう、あるいは非常勤の人で対応するというのをやってまいりましても、今の状況というのはかなり限界にきているというのが、中にいる者としての率直な感じでございます。

○大森委員 ちょっと前に戻って、その24時間365日やるという話があったのですか。

○大河内委員 ありました。

○大森委員 どこであったのですか。

○大河内委員 あれは推進会議ですか、国会ですか。

○島野理事 基本計画が平成20年6月27日閣議決定ですか。それからずっと話がありまして、これは大臣がお話ししたのですでしたか。

○松風国民生活情報室長 ちょっとどこだったか。

○島野理事 ちょっと不確かですが、365日24時間というのは耳ざわりがいいですね。ということで、餃子の問題などもあって、24時間という話があった。それで、今、理事長が説明したように、24時間はさすがに不要だろうと今はなってきたと思うのです。

ちょっと誤解されていると困りますけれども、国民生活センターだけが土日、祝日をやるのではなくて、例えば119番でも110番でもいいですけれども、全国同じ番号にするとどこかにつながる。それが、例えば都民だったら東京都につながる。あるいは、鹿児島の方が電話をすると、鹿児島が開いているとすれば鹿児島につながる。そこが開いていないとすると、国民生活センターの方につながるという格好になっているのです。だから、国民生活センターで全国の土日、祝日の相談は、みんな来てください、どうぞというものではない。各地のセンターとともに土日の相談に対応しましょうということなのです。

○山本分科会長 消費者行政のてこ入れをするとのことですが、今、土日を開いているところは、地方でそんなに多くないでしょう。

○島野理事 そんなに多くないです。

○山本分科会長 今度の措置で開くところが相当増えるのですか。

○田口理事 増やしてくださいと内閣府の方からお願いはしておりますが、現状は 580 ぐらいのセンターのうちの 1 割ぐらいしかやっていないわけです。

○山本分科会長 それでも、1 割もやっていますか。

○田口理事 土曜または日曜ですが、それをもう少し各地の自治体の方で土日の対応の工夫もしてください。それがどうしてもできないところについては、一応国民生活センターが受けるようにしましょうということで、今、準備を進めております。

○大森委員 24 時間 365 日は政治家がおっしゃったの。

○島野理事 その辺は不確かです。

○田口理事 消費者行政推進会議というのが、消費者庁の問題をはじめとする消費者行政の政策体系を議論しまして、その報告書をもとに消費者行政推進基本計画というのが昨年 6 月に閣議決定されております。

その中で、365 日 24 時間、相談に対応できるような一元的窓口を整備するという内容が盛り込まれておりまして、それをどう具体化するかというところが今、課題になっております。基本的には共通ダイヤル方式といいますか、島野理事が申しあげましたような体系で、電話番号がわからない人はその電話番号にかけると最寄りのセンターにつながる。そういう形で 365 日対応できる体制をとるということ。

また、1 日の中で 24 時間、夜間をどう対応するか。本当に緊急のものもなきにしもあらずということで、そこにどう対応していくか。昼間については、各地域のセンターにつながるようにする。夜については、すべてどなたかがとるということでは必ずしもなくて、自動アナウンスという方式なども含めて、具体的にどういうふうにするかというのは内閣府の方で御検討いただいているということです。必ずしも国民生活センターで 24 時間という趣旨ではないと考えております。

○大森委員 今、センターでも、夜になったら一人もいなくなるでしょう。守衛さんを別にすると、職員は全員いなくなるでしょう。だから、24 時間、いつでもセンターが対応するということは普通に考えたら考えられない。そんな現場が不可能なことを言っても困るね。あなたが言っているのではなくて、初めて聞いたから。そうすると、センターは必ず誰か、一晩じゅう起きている人を残さなければいけない。いつでも対応できるような、その体制を組むといたら、相当違う体制を組むことになりますね。本当にそんな必要があるかどうかですね。

基本的にいえば、緊急のときは救急病院とか消防とか警察なのです。センターが 24 時間 365 日対応しろということは、私は考えられないと思う。皆さん方はそうしたいのですか。

○大河内委員 どうされるのかなというのが現場の相談員さんたちの中でも、皆クエスチョンマークになって引きずっているものですから。

○松風国民生活情報室長 済みません、詳しいことは私も承知しておらないのですけれども、基本

的に夜につきましては、危害情報みたいな、すぐに話をしたいというものについてはコールセンターをつくりまして、そこに話をしてくださいという電話にします。昼の間は、統一ダイヤル、共通ダイヤルでございますので、土日につきましてはほかのセンターにかかる流れだと聞いております。

○山本分科会長 共通ダイヤルは何番にするか、もう決まっているのですか。候補を今、探している。わかりました。

○大森委員 広い意味の危機管理の体制になりますね。そういう場合はよほどのことになるから。そういう緊急事態の場合は、所長のところへちゃんと電話が行くのですか。

○松風国民生活情報室長 緊急事態の場合には、消費者庁の職員が受けるようにすると思われますが、おっしゃるとおり、普通の相談というのは夜中にかかってくることはまずなくて、もしかかるとすれば警察や消防にかかるのが第一だろうと思います。

○大森委員 一般的な危機管理はあると思うけれども、相談業務で真夜中に来るとというのは変だと思う。

○大河内委員 開設すれば、中身はともかく来るのです。

○大森委員 開いたら来ます。2時か3時だけにかかってくる人も必ず出てくるから。私はたまらなくなると思う。夜の2時と3時にねらって来るから。ごめんなさい、知らなかったものですから。

○山本分科会長 ほかに何か先ほどの評価に関わる御質問等はございますでしょうか。

長岡委員は何かございますか。特によろしいですか。

○長岡委員 はい。

○山本分科会長 それでは、私から2件伺いたいのは、総務省の方から意見が来ておりまして、お手元の資料4で、特に独立行政法人国民生活センターの評価に関して、2つほど注文が付いております。

これについて「対応（案）」と「（案）」が付いているのは、今ここで審議してという趣旨でしょうか。

○松風国民生活情報室長 19年度に関しての総務省の。

○山本分科会長 これは、こういうふうにしますと回答しているとのことでありますので、少なくともこの2つについては確認というか、少し議論しておいた方がよろしいと思うわけです。

最初の項目は、私自身はよく理解しているかどうか自信がないのですが、コンプライアンス体制の整備条件の評価を、当分科会ないしは委員会がしていないではないかという御指摘で、それについては説明を聴取し、適正に評価を行うということになってございます。

これは、今回の評価表ですと、どこの項目がこれに対応することになりますでしょうか。これは、まだ理解していないところなのですが。要するに、監事は監査計画に基づき監査を実施し、本法人の業務運営状況を的確に把握しているとしか書いていないということですから、これは今回の評価表だとどこになるのですか。それとも総合評価表ですか。法人の長の業務運営状況ですか。そこで、従来、理事さんとか監事さんのことについても記述していたかと思うのですが、そこのところの記述が不十分ということだったのででしょうか。ちょっとあらかじめ確認していなくて申しわけないのですが。

○大森委員 ほかのところは、どの項目をどういうふうにやっているかがあるとわかりやすい。

○松風国民生活情報室長 御指摘いただいた箇所は、国民生活センターだけを言われている部分だと思っていたのですが。

○山本分科会長 つまり、ほかの独法はやっているけれども、こちらはやっていないということである可能性がある。そうであれば、ほかの独法でどういうふうにされているかという具体的なあれがあるとわかりやすいという御指摘だと思います。

○松風国民生活情報室長 済みません、ちょっと調べさせていただきます。

○山本分科会長 評価は今回やって、次回、最終的な文言の詰めをやるということですが、どういたしましょうか。場合によっては、もしそういう情報がわかるのであれば、いろいろな通信手段で委員の方に情報提供していただいて、それで私どもが可能な範囲で評価のところに反映させることにする。センターの方も何か情報を提供いただくことがございましたらお願いしたいと思います。

「説明を聴取し」という対応をすることになっているものでございますので、その点は御協力をお願いしたいと思います。

それから、次の項目ですが、給与水準について、従来の当分科会あるいは上の内閣府の独立行政法人評価委員会において、分科会あるいは評価委員会はどう考えるのかということについての評価の記述が欠けているのではないかという指摘ですので、この辺について今回どう記述するかということも我々、考えなければいけない。それについては、今回の評価表ですと、1 ページ目の人件費の給与水準に関係するかと思います。これにつきまして、着々といろいろな進展があり、削減に大変努力されているということの御報告がありました。

これについても、私どもがどう考えるかということも難しいところがあるのですけれども、表の中の「地域・学歴勘案指数」で、平成 20 年度で 105.4%となっていることをどう考えたらいかがが重要なポイントになると思います。

非常に努力されて、しかも着実に差を縮めてきているということはそのとおりだと思いますけれども、これについて、現状で今後どうするとセンターの方はお考えか。あるいは、現状で 105.4 という数字をセンターとしてどう認識しておられるかをお聞かせいただけると、私どもの評価の際に参考になりますので、その点をちょっとお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○田口理事 ラスパイレス指数の将来のめどとも絡むわけですが、資料 3-2 を後ほど御説明しようと思っておりましたが、せっかくですからちょっと説明させていただきます。資料 3-2 でラスパイレス指数について詳しく整理しております。

平成 20 年度の指数としては、年齢のみを勘案した対国家公務員指数は 117.4、地域・学歴も勘案した指数は 105.4 となっておりますが、国民生活センター職員については大部分が大学卒であるということ、あるいは事務所が東京と相模原ということで、学歴の勘案及び地域の勘案は不可欠だと思っております。ですから、基本的に地域・学歴勘案指数でみて、できるだけ国家公務員に近づけていくことを目標に考えております。

具体的にどの程度を目指しているかということですが、資料 3-2 の添付資料の最後のほうに「講ずる措置」というのがございます。ラスパイレス指数を引き下げるために何をやるかというこ

とで、①、②、③、④と書いておりまして、最後に３行ほどありますが「これらの措置の実施により、平成 22 年度の対国家公務員指数は 115 程度、地域・学歴を勘案した指数は 103 程度となることが見込まれ、その水準への低下を目指す」ということでございます。

年齢のみを勘案した国家公務員との比較では、どうしても学歴や地域の要因による避けられない差が残りますので、年齢のみを勘案した指数を 100 にするということは適切とは考えておりません。そこで、地域・学歴の差も勘案した指数を平成 22 年度を目途に 103 程度とすることを目指して縮減努力をしていきましょう。具体的には、103 というのが２年後の目標になっておりますので、今回、105.4 で、あと 2 ポイント程度であります。近年では、毎年 1.6 ポイントずつ低下してきておりますから、このテンポでいけば２年後には目標としている 103 程度には到達できるかと考えております。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、委員の皆様、ほかに何か御質問事項はございますでしょうか。

（「なし」と声あり）

○山本分科会長 では、特にございませんようでしたら、本日の審議事項の議題（２）につきましては、以上とさせていただきます。記入が十分でなかった委員の皆様には、いつまで、どういう形でというアナウンスは最後にさせていただきます。

それで、きょうの会議はおしりは切られていますか。

○松風国民生活情報室長 ４時半です。

○山本分科会長 そうしましたら、ここで５分ぐらい休憩させていただきます。

（休 憩）

○山本分科会長 再開させていただきます。

次の議題といたしましては、平成 20 年度の財務諸表につきまして国民生活センターから御説明いただき、御審議いただきたいと思います。確認でございますが、独立行政法人通則法第 38 条第 3 項に基づきまして、財務諸表を主務大臣が承認するに際しましては、あらかじめ評価委員会の意見を聞かなければならないとされており、その評価委員会の授権を受けてこの分科会で御審議をお願いするものであります。

それでは、御説明をお願いいたします。

○田口理事 それでは、資料 2 をご覧いただきたいと思います。平成 20 年度の財務諸表でございます。

それでは、表紙と目次をめくっていただいて、１ページが貸借対照表でございます。

主な特徴点を御説明いたしますと、まず資産の部では流動資産と固定資産がございますが、流動資産の合計が 111 億 7,400 万円となっております。このうち、現金及び預金が 111 億 800 万円でございます。これは見合いの債務といたしまして、下の方の負債の部の流動負債をご覧いただきますと、運営費交付金債務として 99 億 2,200 万円が計上されております。これは、先ほど項目別評

価表でも御説明いたしましたように、20年度の補正予算によりまして98億9,000万円が措置されまして、今後3年程度の間地方の消費者行政を支援するための経費に充当することとされたことに対応するものでございます。

それから、流動資産に戻っていただきまして、売掛金が4,108万円となっておりますが、これは「くらしの豆知識」など出版物の販売代金の未収分でございます。

次に、固定資産ですが、有形固定資産は、品川と相模原の事務所やテスト施設などの土地建物などの資産でございまして、有形固定資産合計では90億9,200万円となっております。

無形固定資産は、電話加入権でございます。

投資その他の資産の投資有価証券が2億4,300万円となっておりますが、中身としては、国債9口を保有しております。

以上、固定資産合計で93億3,600万円となりまして、流動資産と固定資産を合わせた資産合計が205億1,100万円となります。

次に、負債の部ですが、流動負債は先ほど御説明しました運営費交付金債務のほかに、東京事務所の耐震改修工事等の未払い金などで、合計112億4,900万円となります。

次に、2ページの固定負債は、合計4億2,600万円で、流動負債と合わせた負債合計で116億7,600万円となります。

次に、純資産の部ですが、資本金は政府出資金でございまして、91億6,600万円です。

資本剰余金は、施設整備費補助金で取得いたしました固定資産の見合い経費をプラス。一方、特殊法人から承継しました資産の減価償却分と除却分、それに電話加入権の減損分を資産価値の減少といたしまして、資本剰余金のマイナスという形で計上しておりまして、合計でマイナス3億3,500万円となっております。

利益剰余金は、PIO-NET 端末などのリース資産の会計処理に伴う利益などで、400万円となっております。

以上、純資産合計では88億3,500万円となりまして、負債、純資産合計で205億1,100万円となって、1ページの資産合計の額に対応しております。

続きまして、3ページが損益計算書でございます。

これは、発生ベースに基づく費用と収益の額でございまして、経常費用といたしましては、上の方の業務経費と中ほどから下にかけての一般管理費に分けております。これに一番下から3行目にごございます財務費用を合わせた経常費用合計、一番下の欄ですが、これが30億4,700万円となります。

一方、右側の経常収益ですが、まず運営費交付金収益は28億5,500万円となっております。これは、20年度に交付されました運営費交付金、補正分も含めた合計で128億4,200万円になりますが、そのうち経常費用に充てるために収益化した額でございまして、先ほど貸借対照表の方で御説明しましたように、収益化しなかった残りの運営費交付金は、運営費交付金債務として整理しているものでございます。これと業務収益から雑益までを加えた経常収益合計が30億5,200万円となっております。

3 ページの経常費用と 4 ページの経常収益との差が経常利益となりまして、464 万円ほどになっております。

続きまして、5 ページがキャッシュ・フロー計算書です。こちらの方は現金ベース、すなわち期間中の現金・預金の動きを計上したものでございます。

I の業務活動によるキャッシュ・フローでは、原材料、商品またはサービスの購入による支出と、その次の人件費支出、これが現金の出ということで△表示となっております。

その次の運営費交付金収入からその他の業務収入までが現金の入りで、これに利息の受け払いと第 1 期中の中期計画期間における積立金の国庫納付金の支払額を差し引きいたしました業務活動によるキャッシュ・フロー全体としては、プラスの 98 億 4,900 万円の現金の増加となっております。

II の投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還と取得、定期預金の払い戻しと預け入れ、それから有形固定資産の取得による現金の減、更に施設整備費補助金収入を加えまして、トータルで 6 億 4,100 万円の現金の増加となります。これに III の財務活動によるキャッシュ・フローを加えました資金増加額が 103 億 500 万円となりまして、VI の期末残高としては 111 億 100 万円となります。

それから、6 ページは利益の処分に関する書類です。これは、当期末処分利益 400 万円ほどを II の積立金として処理することとしております。

次に、7 ページは行政サービス実施コスト計算書です。これは、最終的に国民の負担に帰することとなるコストの総額を開示するという目的で作成するものであります。

I の業務費用につきましては損益計算書で開示しておりますが、費用総額から自己収入分を控除しまして 29 億 2,000 万円となります。

II の損益外減価償却相当額の 1 億 4,100 万円は、承継資産の減価償却あるいは除却相当分で、これは政府出資金の目減り分になりますので、国民負担の増加にとらえられます。

それから、III の損益外減損損失相当額の 25 万 2,000 円は、電話加入権の減損処理を行った額でございます。

IV の引当外賞与見積額は、6 月賞与の中で 20 年度に手当すべき額で前期との増減額を計上するものでございまして、マイナス 265 万円となっております。

また、V の引当外退職給付増加見積額は、年度末の全職員が仮に退職したとした場合の総支給額の期首から期末までの増減額を計上するもので、マイナス 8,400 万円となります。

VI は機会費用です。政府出資金の 91 億 6,600 万円につきましては、無利子でございますが、仮にこれが有利子であるとすれば国の収入になるという考え方で、これも行政コストとして計上するものでございます。

以上を合計いたしました当センターの行政サービス実施コスト、これが一番下の行にございますように 30 億 8,800 万円となっております。

8 ページは、重要な会計方針についてでございますが、これにつきましては、説明は省略させていただきます。

また、9 ページから 13 ページは附属明細書でございます。先ほど貸借対照表等のところで説明

いたしました資産等の明細となりますので、これも説明は省略させていただきますが、13 ページに 10. セグメント情報というものが掲載してございます。これは、損益計算書の事業費用、事業収益等の項目を当センターの主要な事業別に、広報、情報分析、相談といった事業別に振り分けたものでございます。

それから、最後のページに決算報告書を添付しておりますが、これにつきましては説明を省略させていただきます。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの内容につきまして、御質問あるいは御指摘いただく点がありましたらよろしく願いいたします。

○大森委員 単純なことなのですが、3 ページの業務経費と一般管理費に分けて、それはいいのですけれども、その中の租税公課がどうしてこんなに違うのですか。上の業務経費がこの額で、下がこの額になるのは、何が効いている。税金、消費税でしょう。何がこんなに違うのですか。項目で言うと同じものが並んでいるのですよね。

○西経理課長 一般管理費の租税公課につきましては、法人全体の固定資産税、都市計画税、納付消費税等を計上しております。業務経費の租税公課につきましては、印紙等の購入で、業務を行うにあたり必要なものを業務経費の方に計上しています。通常の法人全体が受ける租税公課については、一般管理費にすべて計上しております。

○大森委員 固定資産税。

○西経理課長 固定資産税、都市計画税、それから納付消費税です。

○大森委員 独法だと都市計画税や固定資産税を払うわけですか。

○西経理課長 業務に供しないところは課税されております。

○大森委員 わかりました。

○山本分科会長 ほかにございますか。特にございませんでしょうか。そういたしましたら、次回、これについても当分科会の意見があれば、それを取りまとめることになってございます。これは専門的な知見も要しますので、長岡委員の方に特に入念に見ていただいて、専門的な見地から検討していただいて、次回の分科会で御報告をお願いする。それで、私どもが意見をまとめるという方法を従来よりとっていたかと思しますので、そういうやり方をお願いできますでしょうか。

○長岡委員 はい。

○山本分科会長 では、よろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議題（４）といたしまして、整理合理化計画の対応状況及び監査報告につきまして、これも国民生活センターの方から御説明をお願いいたします。

○田口理事 それでは、資料 3－1 から 3－4 までになります。まず、資料 3－1 は前半の方で御説明をさせていただきましたが、随意契約適正化の状況でございます。平成 20 年度は、契約件数、契約金額とも前年度に比べてかなり低下いたしまして、随意契約見直し計画にほぼ沿って低減をしてきているということで、その契約一覧等をあわせて添付しております。

それから、資料３－２も先ほどおおむね御説明いたしましたでしたが、ラスパイレス指数については年齢のみを勘案した対国家公務員との比較指数は 117.4、地域・学歴も勘案すると 105.4 ということで、前年度に比べて 1.8 ポイントないし 1.6 ポイント、それぞれ低下しております。

この低下している要因としては、２．にあります、給与水準の適正化に向けた各般の取組みを鋭意進めているという事情がございます。昇給幅の抑制、管理職の人数を削減する。あるいは管理職手当の縮減、特別手当の減額、これらの措置を進めてきた結果でございます。最終的な姿としては、先ほど申し上げましたように、対国家公務員全体で 115 程度、地域・学歴を勘案したもので 103 程度、この辺まで平成 22 年度を目途に下げていくことを考えているところでございます。

続きまして、資料３－３が一昨年暮れに閣議決定されました独立行政法人整理合理化計画に対する措置状況を整理したものでございます。項目別評価表とかなり重複する部分もございますので、簡潔に御紹介したいと思います。

まず、整理合理化計画の内容では、情報分析事業というのが大きな項目としてございます。情報分析事業に関しては、一番上の欄と２番目で、PIO-NET の刷新、それから２番目の中ほどから早期警戒指標の整備、それから３つ目の欄で事故情報データベースの整備、この３点が指摘されております。

まず、PIO-NET の刷新につきましては、右側の措置状況でございますが、各地センターとも緊密に意見交換なり調整を行いまして、いよいよ来年度から新しいシステムに移行すべく、着実に準備を進めているところでございます。

２番目の早期警戒指標については、先ほども御紹介いたしましたように、平成 20 年度に２つの指標、急増指標と特商法指標を考案・作成いたしましたして、今年度から運用を開始している。６月から各地センターあるいは法執行担当省庁へ提供を始めたところでございます。

それから、事故情報データベースにつきましても、内閣府と協議しながらシステムの構築に着手しておりまして、今年度中には運用開始を目指しているところでございます。

２番目の相談調査事業の関係では、ADR の整備と相談の充実の２点が指摘されております。ADR につきましては、紛争解決委員会の設置や業務規程、事務局体制の整備等を既に行いまして、今年度、今年４月から実施に移されています。先ほども申し上げましたとおり、順調なスタートを切っておりまして、申請も現時点で 30 件近く寄せられております。

それから、相談につきましては、平成 20 年度から新たに金融・保険、情報通信、特商法に関する高度専門相談を開始したところでございます。また、チーム制を敷いて、専門的な相談の解決に向けた体制づくりを図っているところでございます。

３つ目が商品テストですが、措置状況といたしましては、事故状況などを反映したテストを迅速に行うとともに、関連の独立行政法人などとも連携を進めているところでございます。

一番下の教育研修事業につきましては、この整理合理化計画を踏まえまして、先ほども申し上げましたが、20 年度から資格更新講座を開始したところでございます。

２ページでございますが、研修のつながりで、研修施設・宿泊施設等の相模原事務所の企画・管理・運營業務について民間競争入札を、それから企業向け、消費者向けの教育・研修事業について、

官民競争入札を実施するということと、その次の相談員等を対象とした研修に重点化するという２点でございますが、項目別評価表でも御説明したとおり、相模原事務所の民間入札を行うとともに、企業向け、消費者向けの研修の市場化テストの実施を進めているということ。それから、相談員等への研修に重点化し、そうした研修が全体の９割以上を占める状況になっております。

次の国民生活センターのあり方の検討につきましては、昨年６月に閣議決定されました消費者行政推進基本計画におきまして、国民生活センターは国の中核的实施機関として相談をはじめとする各種業務を充実強化することとされておきまして、現在、その方針に沿って業務を進めているところでございます。

一番下の東京事務所のあり方につきましては、整理合理化計画では、「東京事務所において実施する業務を精査しつつ、移転を含め、そのあり方について検討する」とされていたところでございますが、先ほども御紹介いたしましたように、昨年６月に国有財産の有効活用ということで、財務省の報告書の中で品川税務署を移転することが盛り込まれたことを受けて、当センター東京事務所につきましても移転せざるを得ないわけですが、東京事務所が消費者への情報提供とか行政機関との連携といった面で果たしている重要な役割を踏まえて、その機能が今後も十分に発揮できるように、消費者行政の強化につながる移転先の確保を図ることになっているところでございます。

３枚目以降は、個別事項の詳細についてでございますので、説明は省略させていただきます。

私からは以上でございますが、続いて貴島監事の方から監査報告についてであります。

○貴島監事　貴島でございます。よろしくお願いします。監事は、私のほかに島崎監事がおられまして２人でございますが、きょうは私が代表して来ております。

お手元に資料３－４ということで監査結果の報告書が２種類付いております。

最初の紙が２０年度の業務に関する監査結果でございますが、真ん中辺でございますが「監査の結果、平成２０年度の独立行政法人国民生活センターの業務は、適正かつ妥当に執行されたものと認められた」というのが監事２人の一致した意見でございます。

これに、評価すべき点と、今後留意が望まれる点というのを付記しております。

評価すべき点としましては、厳しい人員不足のもとで、従来業務の一層の充実、迅速化、更にここに書いてありますような多岐にわたる新規業務も着実に遂行し、また消費者庁創設をめぐる法案審議等に関連する著しい業務量増大に適切に対処したということは、評価されるべきだろうというのが意見でございます。

今後、留意が望まれる点ということにつきましては、一番下の行でございますが、新規業務本格化に伴い、業務量、事務量の一層の増加が見込まれ、人員不足の状況が依然として続くと考えられますので、今後とも人員確保、事務体制整備等の努力が必要と考えられると書かせていただいております。

更に、最後に入札及び契約関係でございますが、従来から監査をしておりますけれども、特に昨年１月以降は随意契約見直し計画との関係につきましても見ております。その結果、平成２０年度の契約はいずれも規定に沿って行われ、不適切なものは認められなかった。随意契約見直し計画との関係についても、計画に沿った発注が行われていると認められたという意見でございます。

3枚目は、先ほどの財務諸表にも同じもののコピーが付いておりますが、財務諸表に関する意見でございまして、ご覧いただけますように、適正意見と申しますか、問題なしという点を、2人一致した意見として付けさせていただいております。

以上でございます。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、以上の資料3-1から3-4までの御説明に関しまして、委員の皆様から御質問、御発言がありましたらお願いいたします。

○長岡委員 よろしいでしょうか。

○山本分科会長 どうぞ、長岡委員。

○長岡委員 今の監事監査の結果ということで、業務監査を行った結果、特に問題なしということだったと思うのですが、先ほどもちょっとお話があったのですが、コンプライアンス体制の整備状況ということで、監事監査において内部統制の評価ということはやられたのでしょうか。もしやられたのであれば、その結果も少しお話しいただけたらと思ったのですが。

○貴島監事 いわゆる民間企業が新しいいろいろなルールに沿って行っているような内部統制が確立しているかという観点からの詳しい調査はしておりません。ただし、内部統制の確立について、実質的な内部統制についてきちんとやっておられるかという観点は前からずっと見ておりまして、例えば書類の閲覧における相互チェックの状況とか、あるいは各部におけるリスクの把握の状況のヒアリングといった、やや漠としたものではありますけれども、内部統制の観点からの調査はさせていただいております、これは特に問題は今のところ。

例えば、ありていに言ってしまうと、非常に人数の少ないところで業務量が多いですから、組織的なチェック・アンド・バランスの確立というものは非常に難しい面があるのですけれども、その中でよくやっておられると見ております。その全体の動きにつきましても、内部統制関係の意識が着実に高まってきていて、そういう問題意識がだんだん高まってきていると思っております。

○長岡委員 ありがとうございます。

○山本分科会長 ほかに何か質問、御発言はございますか。

○大森委員 さっき分科会長がおっしゃったことと、今の御質問に関連するけれども、監査の記述の中に今のようなことが何も出てきておられない。そうすると、我々としては今の御発言でコンプライアンス体制の整備状況の評価をすることになるのですか。

○貴島監事 コンプライアンス体制の評価というのは、監査報告とは別の問題ではないですか。先ほどは、監査については書いてあるけれども、コンプライアンスの問題が書いていないという御指摘ですね。

○山本分科会長 指摘を受けているのは、我々がやっていないのではないかという話です。それは、私の方からも質問させていただきましたが、従来の項目の中では、恐らく総合評価表の末尾に近いところの項目に当たるのではないかと思いますけれども、それについては事務局を通じて何らかの情報を委員に提出いただいて、それで評価を行うことになってございましたが、ただいまの貴島監事さんからの口頭での御説明もその一つの情報ということで、我々はそれを踏まえて対応すると

いうことになるかと思います。

○大森委員 資料4の中に「監事は監査計画に基づき監査を実施し、本法人の業務運営状況についての確に把握していると評価がされているものの」と書いてあるわけですね。そうすると、上に述べられているような業務執行体制のあり方の中に、コンプライアンス体制をチェックすることも監査計画の中に入っているかどうかです。

○山本分科会長 読み方ですね。これもちょっと。

○大森委員 あり方というのは「倫理行動規程の策定、第三者を入れた倫理委員会等の設置、監事による内部統制についての評価の実施」のことを言っている。そうすると、倫理行動規程の策定はセンターではなされているのですか。なされていないでしょう。

○田口理事 倫理委員会という形ではなってございません。

○大森委員 倫理行動規程というのはあるのですか。

○田口理事 国家公務員に準じて倫理を維持するということで部内規程を作っております。

○大森委員 わからない。総務省の方が言っている、これは、ほかの法人も業務執行体制のあり方の中にこういうものを入れて整備しているということが前提になっているのですか。

○松風国民生活情報室長 済みません、ちょっとそこところは調べておりません。

○山本分科会長 その辺り、去年こういう形で答えているわけですから、先ほどのような状況ですと我々は評価できませんから、そこをきちっと調べて次回までに提出していただく。それで、他法人のサンプルとか、私どもも内閣府の独法ですと、ほかの法人の資料は持っておりますけれども、場合によっては業務内容がかなり違っても、こういう例もあるということをお示しいただいて、その上で我々は今回どう評価するかということになります。

○大森委員 監事さんは監査計画というものがおありになるのですか。

○貴島監事 監査の大枠を書いた監査計画はつくっております。

○大森委員 それを私、見たい。監査計画がどういう文書になっているか。これだけ指摘されているので、監査計画は具体的に何をやられていて、ないのかあるのかということを含めて知る必要があると思います。

○貴島監事 それは結構でございますけれども、今のコンプライアンスの問題は、監事からそれをやれという趣旨ではないように、勿論、監事がコンプライアンスの問題を見るべきだという一般的な御意見でしたら、確かにそのとおりかもしれませんが、書いてあるのはちょっと違うと思います。

それから、監事としてコンプライアンスの関係を勿論、一応は気にしております。例えば国民生活センターの中でも、通常、企業でやられているような接待関係の実績があるかないかという調査はきちんとやられておりますし、その結果問題がないということも確認しております。

○大森委員 そうすると、コンプライアンスの話は監事さんの監査の中にはないのですか。

○貴島監事 一般的にはありますけれども、私が今、申し上げているのは、そこに書かれている趣旨はちょっと違うのではないかと。

○山本分科会長 恐らくは総合評価表ですね。私、昨年度のものを持参してきているのですけれども、ここの指摘は、項目別ではなくて総合評価表のところの記述についての指摘ではないかと推測

するのですが。そこで、当分科会あるいは評価委員会について、コンプライアンス体制についてどう見ているのかを書くべきだという御指摘だと思います。ですから、そのための材料として、本日は先ほどのような対応をしていただくということになってございますが、なおこういう資料があればという御要望があれば、今のうちに出していただければと思います。

○中名生理事長 この資料4というのは、内閣府国民生活局の方がお出しになっておられるけれども、どういう性格のペーパーなのかというのを今回なり、あるいは次回なり、きちっと御説明していただいたらよろしいのではないですか。

○山本分科会長 それは調べないとわからないのですか。

○松風国民生活情報室長 19年度の監査報告を受けまして、我々が回答したのがこの対応（案）でございます。だから、本来は、今回20年度の評価をしていただくに当たり、どこかの欄にコンプライアンス体制の話がきっと記載されるべき。

○山本分科会長 そういふことでしょうか。名指しで言われているので、向こうもそこはチェックされると思うので、これはきちっと対応が期待されているところなのですね。

○松風国民生活情報室長 経緯等、もう一度報告いたします。

○山本分科会長 なるべくお早目をお願いします。

○大森委員 本来、今日ちゃんと国民生活局の方が準備しないといけないでしょう。センターや監事の方は計画がどうなっていて、センターはどういうふうにやっているのかということについて、国民生活局が把握していて、これに対して答えるときにはこういう資料がないと私たちが評価できないだろうということはわかっていなければいけないのではないですか。何やっているのですか。と言うといけないのですね。私の悪い癖で。名指しでやられているのだから、ちゃんと答えられる準備をしておかなければいけない。

特に、消費者に国民の目が向いていて、センターの期待が高まっているわけだから、きちんとすべて行われていますよということが評価全体を高めることに通じているのではないかと思います。

○山本分科会長 それでは、早急に委員の判断に資する情報を提供していただくということで対応をお願いしたいと思います。

ほかに御質問等はございますか。

（「なし」と声あり）

○山本分科会長 それでは、特にございませんようでしたら、議題（4）は以上とさせていただきます。

続きまして、事務局から消費者庁の概要について御説明をお願いします。消費者庁につきましては、本年2月の分科会の際にも説明をいただきましたけれども、その後、本年5月29日には消費者庁関連3法案が成立するなどの動きもありましたので、その辺りも含めて御説明をお願いします。

○川口総務課長 御説明いたします。参考資料1以下に関係資料を配付させていただいておりますが、ただいま御紹介がございましたように、5月29日の参議院本会議で全会一致で成立したわけでございますけれども、審議入りは3月18日でございまして、3月18日に衆議院で審議に入りまして、58時間にわたる審議、その途中で衆議院の理事会において修正協議が行われまして、かなり

の点において修正をされた上で、全党、全会一致で修正文、また原案についても賛成いただいて参議院に送られた上、参議院では無修正、全会一致ということでございました。

参考資料 1 にございますが、主な修正点を御紹介させていただきたいと思います。

まず、法律が 3 つございますが「消費者庁設置法」を「消費者庁及び消費者委員会設置法」と改正しておりますが、この背景は、消費者政策委員会に係る変更があったということでございます。

まず「消費者政策委員会」の名称を「消費者委員会」にしておるわけでございますけれども、位置付けとして消費者庁に設置とされておったものを、内閣府に設置するというところでございます。背景には、民主党が「消費者権利院」というものを、内閣の統括のもとに属さない、内閣の所轄のもとに属する人事院のような位置付けの、行政権ではあるけれども、内閣の外に置くべきということで、消費者庁に対しても監視機能を持つような法案を出していたということでございまして、修正協議の結果、消費者庁は内閣府の外局でございますが、内閣府自体に設置された「消費者委員会」というものをつくることになったわけでございます。

人数も「15 人以内」とされていたものを「10 人以内」とした上で、その委員もできる限り常勤化を図るという議論が行われましたが、常勤化すること自体の問題点についても与党から指摘があって、最終的には「2 年以内の常勤化を図ることを検討する」という附則が法律に付いたということでございます。

権限の方においても強化されておまして、従来、これは 8 条機関としてつくられておまして、修正後も 8 条機関ではあるわけですが「諮問に応じ重要事項を調査審議する」ということが全面に出ておりましたけれども、これが修正されまして「内閣総理大臣、各省大臣等に建議を行う」となっております。つまり、諮問がなくても積極的に意見を言っていくということが主な任務とされまして、それに加えて諮問に応じた重要事項に関する調査審議がある。

重要な話といたしまして、消費者安全法 20 条による内閣総理大臣への勧告及び報告要求を特記した。これは、消費者庁及び消費者委員会設置法にも重ねて書いたということでございます。

附則等に規定された事項として所管法律でございすけれども「3 年以内に消費者関連法律についての消費者庁の関与のあり方を見直しをする」というのが付いております。これは、消費者庁が直接所管する法律、29 本となっていたものですから、これのあり方、もう少し増やす方向も視野に入れた見直しということでございます。

それから、附則第 3 項で国民生活センターに関連する記述がございすので、恐縮でございます。法律の 11 ページに附則が付いておりますので、ちょっとごらんいただければと思います。

消費者庁及び消費者委員会設置法、11 ページの附則第 3 項「政府は、この法律、消費者庁及び消費者委員会設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行後 3 年以内に」ということでございまして、1 ページおめくりいただきまして 12 ページですが、いろいろ書いてございすますが「当該法律について消費者庁及び消費者委員会の所掌事務及び組織並びに独立行政法人国民生活センターの業務及び組織その他の消費者行政に係る体制の更なる整備を図る観点から検討を加え、必要な措置を講ずるものとする」ということでございまして、消費者行政に係る体制の更なる整備の、言わば例示として国民生活センターの業務及び組織というものが挙げられておりますので、国民生

活センターの更なる整備を図るという方向での検討。それから、検討を加えた上での必要な措置を講ずるというのが附則に付いているということでございます。

法案ができますと、よく附帯決議というものが付きまして、それはそれで重たいものですが、今回は附則に盛り込まれたということで、更に重たいものということでございます。

参考資料 1 の 2 ページですけれども、地方消費者行政についても相当程度議論が行われまして「消費生活センターの設置、相談員の配置・処遇等の望ましい姿について検討する」ということなどが書き込まれております。

その他、消費者庁設置法の施行に伴う整備法において、内閣府特命担当大臣の総合調整権について詳しく明記されているということでございます。

消費者安全法についても、消費者教育について特記するなどの変更がなされております。

これが参考資料 1 で主な変更点ですが、あとポンチ絵、カラーの絵等は、今のものを反映しまして、消費者委員会が消費者庁と対等の関係になっているというのがございます。

次の「消費者庁関連 3 法の関係について」は、これは法律の名前等、重要な変更をしている。ポイント等も何枚かの紙がありますが、これも今の内容を反映したものでございます。

組織図でございますが、全体の「204 人」ということが変わっていないものですから、もともと予定しておりました「消費者委員会 2 名」ということと「202 人」に分けております。ちなみに「消費者庁・消費者委員会設立準備室」というものを現在、内閣府の中につくっております。その室長、田中国民生活局長が任命されておまして、その他審議官、参事官 10 名が発令されております。その他、非常勤職員として消費者庁設立準備室の顧問、参与等が発令されておまして、それぞれ民間登用などをお願いする場合における候補者の方に民間の非常勤職員として設立準備室に参加していただいているところでございます。

私から、内容を御説明させていただきました。

○山本分科会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの説明に関しまして御質問等がありましたらお願いいたします。

○大森委員 消費者委員会が本府に置かれるときには、どこがどうでしたか。消費者庁は外局になるのですね。それで、こちらの委員会は本府に置かれるから、本府に置かれる会議みたいなものと同等になる。

○川口総務課長 例えば原子力安全委員会ですとか食品安全委員会と同じぐらいになります。

○大森委員 科学技術とか経済財政諮問会議。

○川口総務課長 ただ、8 条機関という意味では、経済財政諮問会議は重要政策会議ということで、大臣などもメンバーになっておりますけれども、これに近いものとしては食品安全委員会とか原子力安全委員会かと思います。

それで、消費者庁の中にありますと消費者庁の諮問機関という位置付けになってしまうので、消費者庁の外に置いて、消費者庁だけではなく、政府全体の消費者政策についての御意見番と位置付けて、消費者庁の一部ではないという位置付けになろうかと思えます。

ただ、もともとの民主党案の消費者権利院という精神を反映はしておりますが、内閣の外に置く

ことは適当でないという与党側の強い意向もあって、折衷的に内閣府の中にあるが、消費者庁とは独立するということで内閣府本府に置かれる８条機関となっております。

○大森委員 そうすると、事務局は消費者庁をやらないのですね。

○川口総務課長 はい。事務局は内閣府の職員がやるということです。

○大森委員 ちゃんと動くものですか。初めての形態をとっていく。

○川口総務課長 人数が、この手のものの事務局というのは、１００人、２００人置いている場合もあるわけでございますけれども、もともとは消費者庁の職員が相当程度、事務局を支えるという前提で定員を配置していた関係で、消費者委員会事務局の定員が２人ですから、法案は修正されましたが、予算は先に通過していたので、消費者委員会事務局の人数が十分でないのではないかという点が課題であります。うまく動くかどうかは、その点をどうクリアーしていくかということが課題になっております。

○大森委員 わかりました。

○山本分科会長 ほかに御発言はございますか。

（「なし」と声あり）

○山本分科会長 それでは、消費者庁関連の御説明と質疑については、以上とさせていただきます。

次に、今後の予定につきまして事務局から御説明をお願いします。

○松風国民生活情報室長 今後の予定につきまして説明させていただきます。

第２１回内閣府独立行政法人国民生活センター分科会、次の開催日は８月１７日１４時から内閣府本府の５階の特別会議室で開催いたしたいと思っております。

なお、本日のヒアリングを踏まえまして、各委員におかれましては項目別評価表、総合評価表等の記入をお願いしたいと思っておりますが、先ほど御指摘いただきました点につきまして、事務局から各委員には至急送らせていただきますので、併せて御検討をお願いしたいと思います。

その記載の資料につきましては、恐縮でございますが、７月２９日までに事務局あてに御送付いただければ幸いです。

○山本分科会長 というわけございまして、これは委員の皆様、御経験がありますので、例年どおりということですが、Ａ３版横長の紙の評価欄と評価理由欄について、可能な範囲で記入していただく。

それから、総合評価表につきましても可能な範囲内で記入していただく。項目別評価表については、特に評価の指標のところは全部埋めていただくということですが、その他につきましてはお気づきの点を可能な範囲で記入していただければと考えております。

締め切りは７月２９日ということで、大変スケジュールがタイトでございますが、よろしく御協力のほどお願いいたします。

それでは、以上で本日予定された議題はすべて終了いたしましたので、これで分科会を閉会させていただきます。

長時間にわたり御審議いただきまして、誠にありがとうございました。